

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 運営要領

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）及び住宅支援資金の貸付けについては、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」（平成28年12月5日付け子ども第1814号北海道保健福祉部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

第1 要領の目的

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に係る社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会（以下「道母連」という。）における事務処理要領その他必要な事項を定め、当該事業の円滑な運営に資するものとする。

第2 貸付対象者について

1 訓練促進資金

- (1) 貸付対象者は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者であり、かつ、原則として北海道内（札幌市を除く。）に住民登録をしている者であって、養成機関修了後、北海道内において、要綱第11の1の(1)に規定する業務に従事しようとする者とする。
- (2) 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合におけるひとり親家庭高等職業訓練促進資金の取扱は、平成30年4月1日より以下のとおりとする。
 - ① 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付けを行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸付けを行わないこと。
 - ② 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸付けを行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸付けを行うこと。
 - ③ 看護師の養成機関を修了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に5年間従事した場合には、貸し付けた入学準備金及び就職準備金の返還が免除されること。

2 住宅支援資金

貸付対象者は、原則として、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者であり、かつ、北海道内（札幌市を除く。）に住民登録をしている者であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。

第3 貸付金の限度について

訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金の他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるため、貸付金については、要綱第4の1の(2)に定める金額の範囲内であれば、入学金等養成施設等に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けて差し支えないものであること。

第4 貸付金の交付

1 訓練促進資金

貸付金の交付は、一括で行うものとする。

2 住宅支援資金

貸付金の交付は、毎月交付することが望ましいが、事務負担等の観点から、四半期に1回の交付など実情に応じて交付して差し支えないものであること。

第5 貸付台帳への記載

道母連は、貸付決定を行った場合は、貸付決定を行った者について、次の各号に定める事項を記載した貸付台帳を作成するなどして、貸付の実施状況について適切な管理に努めるものとする。

1 訓練促進資金

- (1) 氏名
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 養成機関等の名称
- (4) 養成機関等の修業期間
- (5) 貸付決定日
- (6) 貸付決定額
- (7) 保証人の状況
- (8) 養成機関等修了年月日
- (9) 資格取得の種類
- (10) 資格取得後の業務の従事状況
- (11) 返還債務の免除状況
- (12) 返還の状況
- (13) 返還の債務の履行猶予状況
- (14) その他、道母連が必要と認める事項

2 住宅支援資金

- (1) 氏名
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 貸付決定日
- (4) 貸付決定額及び貸付期間
- (5) 他制度の利用の有無
- (6) 母子・父子自立支援プログラムにおける自立目標
- (7) 就業及び求職活動の状況
- (8) 返還債務の免除状況
- (9) 返還の状況
- (10) 返還の債務の履行猶予状況
- (11) その他、道母連が必要と認める事項

第6 貸付契約の解除について

要綱第10の1に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

1 訓練促進資金

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 住宅支援資金

- (1) 死亡したとき。
- (2) その他住宅支援資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第7 返還の債務の当然免除について

- 1 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、道母連が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、要綱第11の1の(1)及び第12の1の(2)に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えて差し支えないものとする。
- 2 要綱第11の1の(1)、第12の1及び第13の1の(2)に規定する「他種の養成機関等」は介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は、介護福祉士指定養成施設等であること。
- 3 要綱第11の1の(1)、第12の1及び第13の2の(1)のイに規定する「その他やむを得ない事由」は、要綱第11の1の(1)に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断で

きる場合であること。

- 4 要綱第11の1の(1)に定める「取得した資格が必要な業務」とは、必ずしも取得した資格と同一の資格が必要な業務に限られるものではなく、取得した資格を活かした業務を含むものとする。
また、同号で定める「取得した資格が必要な業務」とは、常勤に限らない（1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除く。）こととする。
- 5 要綱第11の1の(1)に定める「5年間引き続き業務に従事したとき」とは、同一の事業所等で5年間離職することなく業務に従事する場合に限られるものではなく、次の各号のいずれかに該当する場合も、5年間引き続き業務に従事しているものとみなす。
 - (1) 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行って行く場合には、求職期間中も継続して就業しているものとみなし、業務に従事した期間に算入する。ただし、求職期間を継続して就業しているものと見なすのは最長1年間とし、求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認できるものとする。
なお、求職活動を行っている場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ① 月1回以上、求人への応募を行っている場合
 - ② 月2回以上、公共職業安定所等が行う求職活動に関する指導や、個別相談が可能な企業説明会等に参加している場合
 - ③ 公共職業安定所の指示又は推薦による公共職業訓練や求職者支援訓練を受講する場合、又は各種養成施設に入校する場合
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該期間は業務従事期間には算入しない（その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であること。）。)
 - (3) 雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、業務従事期間に算入することとする。
- 6 要綱第11の2の(1)及び第13の2の(2)に規定する「その他やむを得ない事由」は、要綱第11の2の(1)に規定する就業が困難であると客観的に判断できる場合であること。

第8 返還の債務の裁量免除について

- 1 要綱第14の1の(1)、(2)、第14の2の(1)及び(2)に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。
また、要綱第14の1の(3)に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要綱第11の1の(1)に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく、貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用すべきものであること。この場合、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきでないこと。
- 2 要綱第14の1に基づく裁量免除の額は、要綱第11の1の(1)に規定する業務に従事した年数を5で除した数値を、貸付額に乗じて得た額とする。

第9 貸付計画

- 1 道母連は、貸付事業の実施にあたり、貸付見込人数、貸付見込額、返還見込額、事務費等の執行計画等を定めた貸付計画書をあらかじめ策定し、知事の承認を得るものとする。
また、貸付原資の状況や貸付実績等を踏まえ、毎年度貸付計画の見直しを行い、毎年度4月10日までに知事に提出することとし、知事は、承認するかどうかについて、4月末日までに回答するものとする。
- 2 道母連は、要綱第14に規定する返還の債務の裁量免除を行う場合、原則として、その妥当性について知事の承認を得るものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、貸付見込額が大きく変更するなど、計画の内容を変更する必要が生じた場合には、道母連は必要に応じて貸付計画の見直しを行い、知事の承認を得るものとする。

第10 会計経理

- 1 道母連は、本事業の事務に要する経費として、要綱第23により交付された貸付原資から資金ごとに毎年度720万円を上限として取り崩して使用できるものとする。
- 2 前項の規定により貸付原資から充当できる事務に要する経費は、次のとおりとする。
報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費
- 3 道母連は、上記1及び2により支出した貸付事務費について、毎年度「貸付事務費支出額内訳書」を作成し、かつ、これを貸付事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。
- 4 道母連は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に決算を終了するものとする。
- 5 道母連は、貸付原資を本貸付事業の目的以外に使用してはならない。
- 6 貸付原資は、金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により保管しなければならない。
- 7 本貸付事業に係る債権管理は、道母連が行うものとする。

第11 貸付業務の報告

- 1 道母連は、毎年度終了後2ヶ月以内に、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額、事務費の執行額等の貸付事業決算書を作成し、第10の3の規定により作成した「貸付事務費支出済額内訳書」を添付して知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、道母連の貸付事業の実施について、必要な指導及び助言を行うものとする。

第12 道による指導及び監督

貸付事業の適正かつ効果的な運営のため、知事は必要に応じて、道母連に対し、貸付事業の実施状況に関し、報告を徴し、又は実施につき調査指導することができるものとする。

第13 事業の廃止

- 1 本貸付事業は、新規貸付を終了し、貸付期間中の者が存在せず、すべての貸付者に係る債権管理が終了したときは、事業を廃止するものとする。
- 2 前項の定めに関わらず、本事業の目的を達成したと認められるとき、その他本事業を終了する必要があると知事が認めるときは、本事業の全部又は一部を廃止するものとする。
なお、この場合における精算に当たっては、要綱第21の3の規定に基づき行うこととする。

第14 その他

道母連は、この要領に定めのない事項については、必要の都度道に協議し、その指示を受けるものとする。

附則

この要領は平成28年(2016年)12月5日から施行する。

附則

- 1 この要領は令和3年(2021年)11月29日から施行する。
- 2 この要領は令和3年(2021年)4月1日から適用する。